

短期継続保証

《完全事前相談制》

# たんけい ネクスト

～ 本制度の 3+α の特徴 ～

新規与信先でも取扱い可能!

最大  
**8千万円** まで  
利用可能!

一定期間継続的な借入が可能となり  
積極的な事業展開ができます!

最大  
**7回** まで  
更新可能!

最大8年間、毎月の返済が不要と  
なるため、事業に専念できます!

**1年間**  
一括返済の  
短期資金

毎月の返済がないため、資金繰り  
が安定し、余裕が生まれます!



さらに、顧問税理士が  
月次管理を行っている場合は、

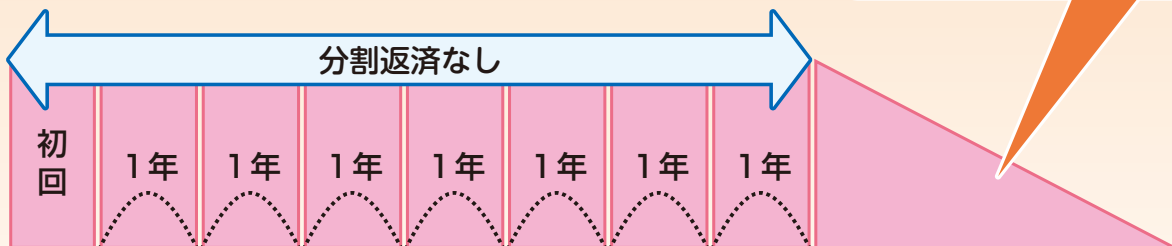
保証料率

**0.1% 割引!!**

取扱期間

令和 6 年 3 月 3 1 日 まで

本制度のご利用イメージ



- ① 期限一括返済
- ② 他制度での借換
- ③ 条件変更にて分割返済へ

※ご利用にあたっては、裏面記載の資格要件をすべて満たすことが必要です。  
また、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承下さい。

▶ 詳しくは裏面を  
ご参照下さい。

広がる夢のおてつだい  
 **和歌山県信用保証協会**

【お問合せ先】

本 所 保 証 課 TEL : 073-433-9705  
経 営 支 援 課 TEL : 073-433-9704  
田 辺 支 所 業 務 課 TEL : 0739-22-4666

# たんけいネクストの詳細について

## 保証対象

金融機関と連携して経営改善に取り組む法人または個人。なお、個人は確定申告が青色申告であり、貸借対照表添付の特別控除を受けていること。

## 資格要件

次の資格要件①から⑥をすべて満たすこと。

- ① 2期以上の確定申告を行っていること。
- ② 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
- ③ 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
- ④ 保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
- ⑤ 保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと。
- ⑥ 正味資産が債務超過（個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は直近の決算）でないこと。  
なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと。

## 保証限度額

8,000万円以内

※ただし、新規需資（既往の本保証を含む）については申込直前期決算の平均月商の2か月以内

※1金融機関につき1企業1口まで（有担保扱いと無担保扱いに分割する場合は、同時実行で2口の利用可能）

※保証限度額は「たんけいサポート」の利用残高と合算

## 資金使途

運転資金

※ただし、協会が認めた場合は既保証融資の借換（原則、同一金融機関扱い分に限る）を含めることも可能

## 保証期間

12か月以内

※保証審査により、最長7回までの更新可能。更新時の保証期間は原則12か月

## 貸付形式

手形貸付もしくは証書貸付

## 返済方法

一括返済

## 保証料率

下記のとおり（保証申込時ならびに更新時の料率区分を適用）

| 区分           | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 (%) | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |



※別途、有担保割引0.1%、会計参与設置会社は0.1%割引適用あり

近畿税理士会所属の税理士または税理士法人が月次管理を行っている中小企業者の場合、下記の0.1%を割引いた料率区分を適用（別途、税理士確認書の提出が必要）

| 区分           | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 (%) | 1.80 | 1.65 | 1.45 | 1.25 | 1.05 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35 |

※別途、有担保割引0.1%、会計参与設置会社は0.1%割引適用あり

## 貸付利率

金融機関所定の利率

## 物的担保

必要に応じて徴求

## 連帯保証人

原則として、法人代表者を除いては保証人を徴求しない

※ただし、申込金融機関で経営者保証を不要とし、かつ担保保全もないプロパー融資残高があり、一定の財務要件を充足している場合は、法人代表者の連帯保証人を不要とする取扱いも可能

## 取扱金融機関

基本約定書締結金融機関

## 金融機関の皆さまへ

- ・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。当該資金の必要性、資金の投入効果、返済財源等を検証し、融資を適当と認めた場合は、「事前相談書」に併せて「支店長推薦書・資格要件確認書」および必要書類一式を添付のうえ事前相談をお願いします。
- ・適用保険種別については、一般関係係保険枠の『無担保保険』もしくは『普通保険』を適用します。